

吹田市民営化保育所移管先募集要領（案）

（平成30年4月1日移管分）

吹田市は、「吹田市公立保育所民営化実施計画」に基づき、民営化する吹田市立保育所の移管を受ける事業者（以下「移管先」という。）を募集します。

1 移管する保育所と所在地等

保育所名	吹田市立南保育園
所在地（住居表示）	吹田市穂波町15番30号
定員	112名
開所年月日	昭和51年12月
敷地面積	1,101㎡
建物構造・建築年次	RC造 2階建 昭和51年建築
建物面積	477.64㎡
園庭面積	372㎡

2 移管実施日

平成30年4月1日

3 応募資格

- (1) 平成28年1月1日現在で、児童福祉法第7条に規定する保育所、幼保連携型認定こども園もしくは学校教育法第1条に規定する幼稚園（以下、「保育所等」という）を本市にて、引き続き3年以上運営している社会福祉法人または学校法人であること。
- (2) 保育所を運営するために必要な経営基盤及び社会的信望を有し、社会福祉事業に熱意と識見を有する事業者であること。
- (3) 本市の保育行政を理解し、これに積極的に協力する事業者であること。
- (4) 吹田市暴力団の排除等に関する条例（平成24年9月28日条例第50号）第7条第1項第2号に基づき、事業実施者になろうとする者が、大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第2条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団員等、及び同条第4条に規定する暴力団密接関係者に該当していないこと。

4 移管方法

- (1) 保育所用地について
市は、移管先に吹田市立南保育園敷地 1,101 m²を契約により貸付けます。
移管後 10 年間は、無償での貸付とし、以後は、有償による貸付を行います。
- (2) 保育所建物等について
市は、移管先に既設保育所建物やプール、遊具、備品等を現状のまま、契約により無償で譲渡します。
- (3) 保育所の使用用途について
貸与を受けた土地及び無償譲渡を受けた建物等については、許可なく保育所の用途以外に使用できません。
- (4) 建物等についての譲渡手続きについて
無償譲渡を受けた建物等については、移管先が表題部登記、所有権保存登記後、直ちに移管先の基本財産に編入すること。
- (5) 土地及び建物等の維持管理について
移管後の土地及び建物等の維持管理については、移管先が責をもって自己負担で行うこと。

5 移管条件

(1) 保育所運営について

移管先は、児童福祉法をはじめとする関係法令等を遵守し、保育所保育指針(平成20年3月28日厚生労働省告示第141号)を基本とし、移管予定の保育所で実施している保育内容等の継続性を踏まえ、別紙「保育所運営に関する条件」に定めた項目を移管後の履行条件とし、移管先自らが移管を受ける保育所の運営を行うこと。

(2) 保育内容等の引継ぎについて

園児、保護者への影響に配慮した円滑な引継ぎや移管予定の保育所で実施している保育内容等の継続のために、別紙「合同保育と引継ぎ保育について」に基づき、移管前に合同保育を実施し、また移管後に引継ぎ保育を行うこと。

(3) 三者懇談会について

移管先決定後、市・保護者代表・移管先による三者懇談会を設置し、民営化に伴う様々な調整事項につき、三者の合意形成を図ること。

三者懇談会の設置期間は、原則として、移管の5年後までとし、三者懇談会の三者のうち、いずれか一者から要請があった場合に、随時、当該懇談会を開催できるものとするほか、懇談会の運営方法等については三者で協議するものとします。

(4) 民営化園の評価及び民営化効果の検証について

移管先は、市が民営化後1年以内に実施する保護者アンケート等により、移管先の保育状況等を確認し、公表する等の民営化園の評価及び民営化効果の検証に協力すること。

移管先は、民営化後1年以内に福祉サービス第三者評価事業を受審し、評価結果を公表すること。

6 選考等

- (1) 移管先の選考は、吹田市民営化保育所移管先選定委員会（以下、「選定委員会」という。）において行い、事業の目的・理念、運営の透明性、社会的

信望、社会福祉事業に関する知識・経験、資金計画・経理状況等、事業主体としての継続性や安定性等を総合的に勘案するとともに、保育所運営に関する条件を満たし、保育内容を継続・向上できるかどうか（以下、「審査項目」という。）を以下の通り審査します。

ア 一次審査 書類等による審査を行います。応募多数の時は、二次審査への通過事業者数を限定することがあります。

イ 二次審査 面接による審査および応募事業者運営保育所等への視察を行います。応募事業者は、面接時に審査項目について企画提案すること。

ウ 最終審査 一次審査及び二次審査の経過を総合的に判断し、選定委員会が別に定める選定基準に基づき、移管先候補者を選定します。

※ 選定法人名については、最終審査終了後に本市ホームページ等で公開を予定しています。

(2) 市は、この選定結果を尊重し、移管先を決定し、速やかに移管先と移管に関する協定書を締結します。

7 応募の手続等

(1) 申込み用紙等の配布

ア 配布期間 平成 年 月 日 から平成 年 月 日まで（土曜日・日曜日・祝日を除く）

イ 配布場所 吹田市こども部こども育成室保育幼稚園課

なお、応募書類の様式は市ホームページからもダウンロードできます。

(2) 説明会ならびに吹田市立南保育園見学会

応募する事業者は、必ず説明会に参加してください。

ア 日 時 平成 年 月 日 時から

イ 場 所 吹田市役所

※ 説明会が終了後、吹田市立南保育園へ移動し、見学会を実施します。

※ 見学会は希望が多数の場合、日程調整をすることがあります。

※ 説明会ならびに見学会への参加申込は、応募書式にある「見学会参加申込

書」に必要事項を記入の上、平成 年 月 日 時までに吹田市こども部こども育成室保育幼稚園課まで E-mail または Fax で御申込みください。(受付後に確認の御連絡をいたします)

※ 説明会ならびに見学会への参加は、1 事業者につき 2 人以内といたします。

※ 一次審査までの現地確認は、本見学会時のみですのでご注意ください。

(3) 質問書の提出及び回答

ア 提出期間 平成 年 月 日 から平成 年 月 日
まで

イ 提出方法 質問事項を記入し、E-mail または Fax にて提出してください。

ウ 提出先 E-mail hoiku_k@city.suita.osaka.jp

Fax 06-6384-2105

(吹田市こども部こども育成室保育幼稚園課)

エ 回 答 全ての質問事項を全応募事業者に E-mail または Fax で回答します。

(4) 申込書の受付

ア 受時日時 平成 年 月 日 から平成 年 月 日 の
午前 9 時から午後 5 時 30 分まで (正午から午後 0 時 45 分を除く)

イ 受付場所 吹田市こども部こども育成室保育幼稚園課 (37 番窓口)

ウ 提出書類 別紙「吹田市立南保育園の移管を受ける事業者申込書」及び
同申込書に定める各種書類

エ 提出部数 15 部 (正本 1 部、写し 14 部)

※ 提出は持参によるものとし、郵送等での受付けはしません。

※ 上記、受付日時経過後は受付けません。ただし、受付期限までに応募事業者がなければ、1 週間程度受付期限を延長する場合があります。

※ 資料等の追加を依頼することがあります。

※ 応募に関し必要な経費は、応募事業者の負担とします。

※ 受付後に、申請を辞退する場合は、必ず辞退届が必要です (様式は任意)。

8 その他

- (1) 提出された書類は返却しません。
- (2) 提出された書類は、吹田市情報公開条例の規定により公開することがあります。
- (3) 移管にあたっては、吹田市長の保育所設置認可を得ることとし、設置認可に要する経費は、移管先の負担とします。
- (4) 提出書類に虚偽、不正があった場合や応募者及び応募者の関係者が選定に対する不当な要求を行った場合、その他不正な行為があった場合は、失格となる場合があります。
- (5) 選定後において天災などのやむを得ない場合を除き、市の許可なく移管先が無断で計画の変更を行うことはできません。違反した場合、市が移管先の決定を取り消すことがあり、その際に生じた損害について移管先は市の責めを負うことになります。
- (6) 保育所を民間に移管する場合、市議会の承認が必要になります。万が一、市議会で否決された場合には移管を止めることになり、損害を与えた場合でも本市は責めを負いません。
- (7) 私立保育所等に対する補助制度については、参考資料3「吹田市特定教育・保育施設等運営助成金交付要領」を参照してください。
なお、合同保育の人件費等、民営化による補助制度の新設を予定しており、予算の範囲内において市が補助を検討しています。
- (8) その他、必要な事項は別に定めます。

9 移管スケジュール（予定）

平成 年 月 移管先決定、協定書締結
平成 年 月 三者懇談会設置
平成29年 4月 合同保育開始
平成29年 8月 建物譲渡契約（仮契約）
平成29年11月 建物等譲渡契約（本契約）

平成 29 年 12 月 土地使用貸借契約

平成 30 年 4 月 移管先による運営開始、引継ぎ保育開始

10 問合せ先

吹田市 こども部 こども育成室 保育幼稚園課（こども政策担当）

住 所 〒564-8550 吹田市泉町 1 丁目 3 番 40 号

電 話 06-6384-3104（直通）

F a x 06-6384-2105

E-mail hoiku_k@city.suita.osaka.jp

保育所運営に関する条件

移管後の運営に関して必要な条件は以下のとおりとし、協定書に定めることとします。

1 関係法令等の遵守

関係法令等を遵守すること。

2 保育内容の継続

現行の年間行事等を含めた保育内容を継続すること。

3 開所時間と開所日

(1) 開所時間は 7 : 00 ~ 19 : 00 とすること。

(2) 開所日は日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始を除く月曜日から土曜日とすること。

(3) ただし、(1)(2)を超える開所時間及び開所日を設けることを妨げない。

4 定員及び受入年齢

(1) 民営化前の定員を下回らないこと。定員を変更する際には、市と事前に協議すること。

(2) 0 歳児（原則として生後 8 週目以降）から 5 歳児までを受け入れること。

5 職員配置

(1) 保育士の人数については以下に定める配置基準以上とすること。

ア 0 歳児クラス 乳児 3 人に対し保育士 1 人

イ 1 歳児クラス 幼児 5 人に対し保育士 1 人

ウ 2 歳児クラス 幼児 6 人に対し保育士 1 人

エ 3 歳児クラス 幼児 20 人に対し保育士 1 人

オ 4歳児クラス 幼児 30 人に対し保育士 1 人

カ 5歳児クラス 幼児 30 人に対し保育士 1 人

(2) 施設長については保育所等で3年以上施設長または施設長に準じた経験を有する者を配置すること。

(3) 当該園での保育士の構成は10年以上の経験者を必ず置くこととし、3年以上の保育実務経験者を2分の1以上配置すること。

(4) 専任の看護師を常勤で配置すること。

6 特別保育事業

(1) 延長保育時間、一時預かり事業及び休日保育事業の実施に関しては市と協議を行うこと。

(2) 発達に特別な支援を要する児童の保育を実施すること。

7 地域支援事業

園庭開放や育児相談等の地域子育て支援事業を行うこと。

8 給食

(1) 給食は、自園調理方法を採用すること。

(2) 食物アレルギーへの対応を行い、その他個別事情に配慮すること。

9 健康診断

関係法令等の定めや入所児童の状況により、健康診断を適切に実施すること。

10 費用の徴収

費用の徴収については、民営化前に徴収していた費用以外の負担を保護者に求める場合には、三者懇談会にて協議すること。ただし、保護者の要望に応じた保育サービスの対価として必要な場合はこの限りではない。

11 職員研修

職員の資質や専門性の向上のため、職員研修計画を作成するなどし、積極的に研修等に参加させること。

12 損害賠償保険及び災害共済給付制度への加入

園児の不慮の事故に備え、損害賠償保険に加入し、保護者に対して独立行政法人日本スポーツ振興センターが行う災害共済給付制度への加入を働きかけること。

13 保護者との懇談、苦情解決等

- (1) 保護者との懇談会を定期的を開催し、保護者の意向の把握に努めるとともに、要望等に誠意をもって対応すること。
- (2) 苦情解決の仕組（「苦情解決責任者」「苦情受付担当者」「第三者委員の設置」）を整備すること。

14 臨時雇用員の継続雇用について

民営化前に雇用されていた臨時雇用員が民営化後も就労を希望する場合は、子どもへの保育環境への変化を最小限に留める観点から引続き雇用を検討すること。

合同保育と引継ぎ保育について

1 合同保育と引継ぎ保育の概要

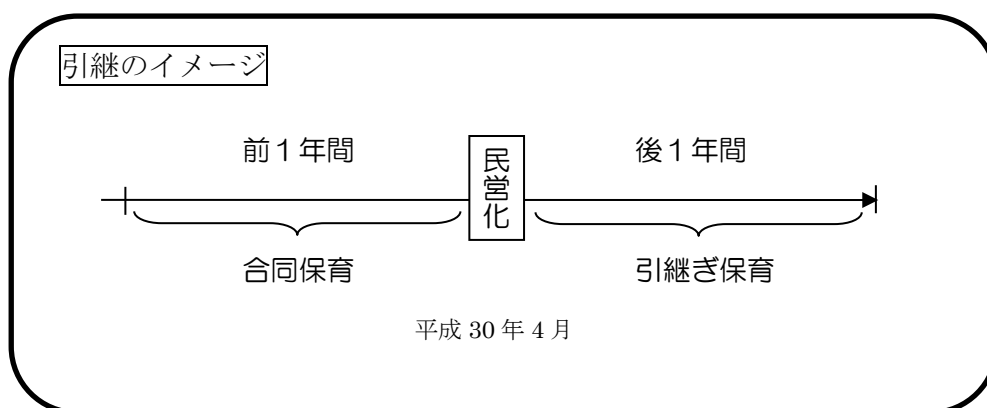
民営化に伴い、園児、保護者への影響に配慮した円滑な引継ぎを行い、現行の年間行事等を含めた保育内容の引継ぎのために、民営化前に合同保育を実施します。また、民営化後には引継ぎ保育を実施し新旧職員の保育業務の移行が円滑に行えるようにします。

(1) 合同保育

民営化の1年前から、段階的に移管先の保育士等が当該園にて保育を行います。

(2) 引継ぎ保育

民営化後に当該園に勤務していた園長等が、原則として1年間、定期的に当該園を訪問し、引継ぎ保育に参加し、協定等に従った適切な保育が行われているかの確認を行います。



2 基本的な実施方法

(1) 合同保育の実施手法

合同保育については平成 29 年 4 月から平成 30 年 3 月までの1年間実施すること。

ア 園長予定者は行事ごとに随時南保育園を訪問し、保育内容等の確認（年中行事の当日参加や企画段階からの参加、障がい児等配慮を要する子どもの保育状況や対応の確認を含む）を行うとともに、南保育園の保育士と引継ぎのための保育の実施計画作成の協議を行うこと。

イ 主任予定者は毎日南保育園を訪問し、業務引継ぎを受けること。

ウ 担任予定である保育士代表は平成 29 年 4 月から 12 月までの 9 か月間毎日南保育園の保育士と合同保育を行い、引継ぎを受けること。

エ 保育士（各クラス担任予定者）6 名を平成 30 年 1 月から 3 月までの 3 か月間各クラスに毎日配置のうえ、合同保育を実施すること。

オ 看護師・調理員各 1 名については、平成 30 年 1 月から 3 月までの 3 か月間配置し、引継ぎを受けること。

(2) 引継ぎ保育の実施手法

引継ぎ保育については平成 30 年 4 月から平成 31 年 3 月までの 1 年間実施すること。

ア 元園長は通年で引継ぎ保育を実施すること。

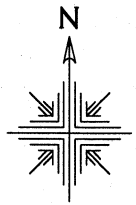
イ 保育士（乳児担当の代表）2 名が平成 30 年 4 月から 9 月までの 6 か月間引継ぎ保育を実施すること。

ウ 保育士（幼児担当の代表）1 名が平成 4 月から 6 月までの 3 か月間引継ぎ保育を実施すること。

エ 看護師、調理員の各 1 名について平成 30 年 4 月の 1 か月間引継ぎを実施すること。

南保育園位置図

参考資料 1



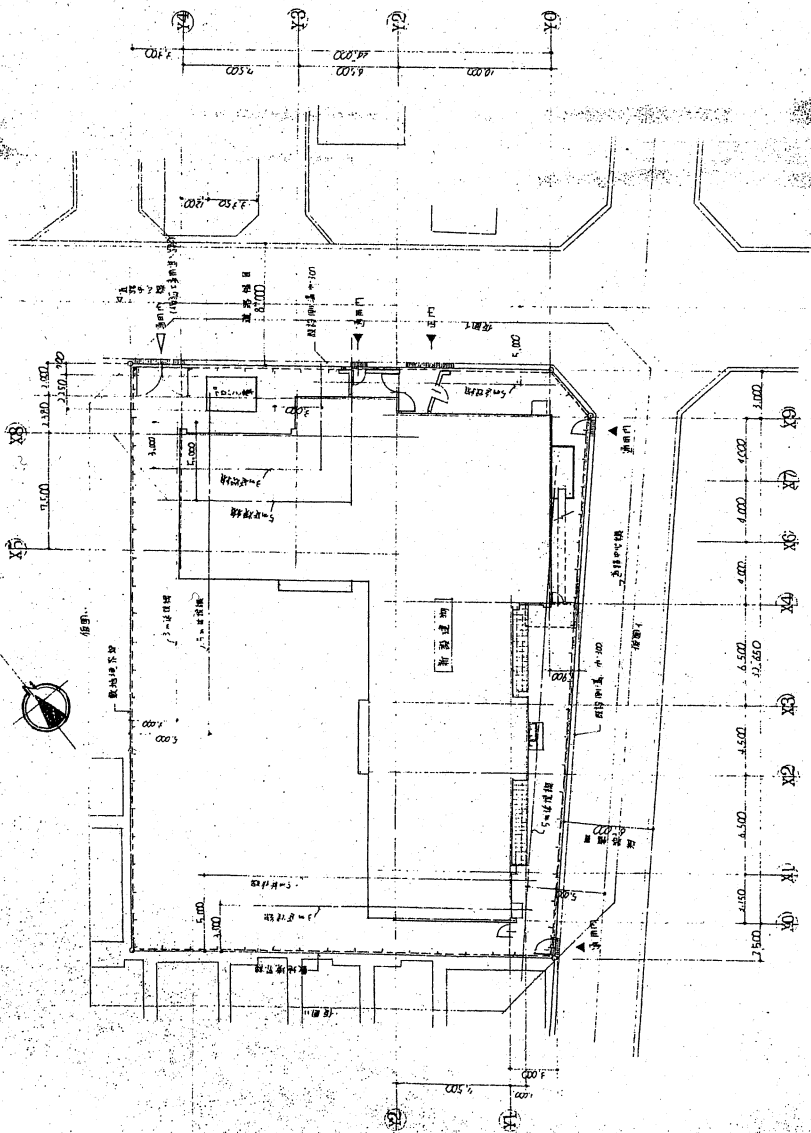
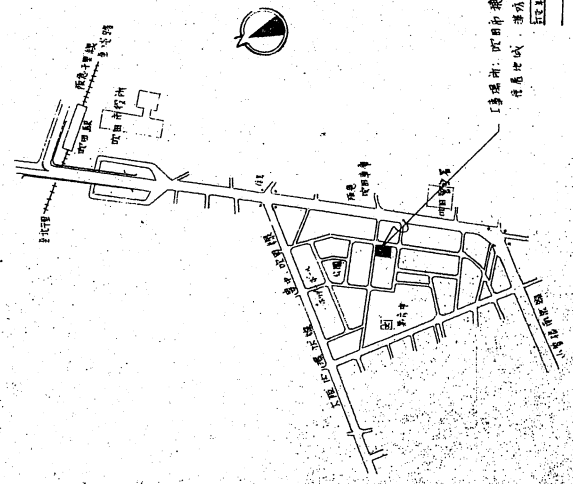
南保育園 附近見取図・配置図

竣工図
昭和51年11月

工事名	福岡・吹田市立吹田南地区保育園建設工事
図面名	見取図 配置図
図尺	1:200 1:500
設計	〃
監理	〃
施工	〃
年月日	昭和51年10月6日
図番	A/06

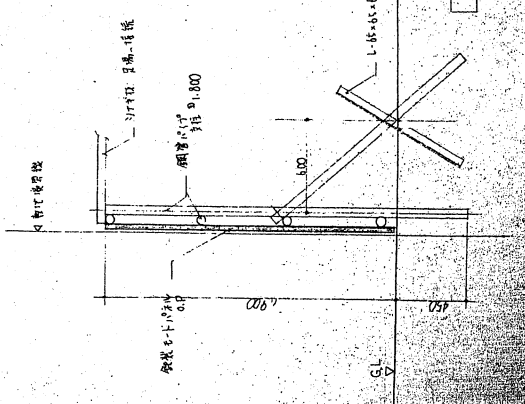
【事務所】吹田市現住町3518-1番地
住居地区、事務所地区

附近見取図



配置図 1:200

- ※ 図面A・B・C・D・E・F・G・H・I・J・K・L・M・N・O・P・Q・R・S・T・U・V・W・X・Y・Z・AA・BB・CC・DD・EE・FF・GG・HH・II・JJ・KK・LL・MM・NN・OO・PP・QQ・RR・SS・TT・UU・VV・WW・XX・YY・ZZ・AAA・BBB・CCC・DDD・EEE・FFF・GGG・HHH・III・JJJ・KKK・LLL・MMM・NNN・OOO・PPP・QQQ・RRR・SSS・TTT・UUU・VVV・WWW・XXX・YYY・ZZZ・AAA・BBB・CCC・DDD・EEE・FFF・GGG・HHH・III・JJJ・KKK・LLL・MMM・NNN・OOO・PPP・QQQ・RRR・SSS・TTT・UUU・VVV・WWW・XXX・YYY・ZZZ



断面図 1:50 1:100

南保育園の定員、在園児童数及び職員体制（平成 27 年度）

1 定員、在園児童数

（単位：人）

	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	計
年齢別定員	6	15	18	23	24	26	112
在園児童数 (H27. 11. 1 現在)	9	17	23	24	22	25	120

2 職員体制

（単位：人）

保育士			その他職員					計
園長	園長代理	保育士	保育補助	看護師	用務員	地域担当	安全管理員	
1	1	12(6)	(14)	1	2(4)	1	(2)	18(26)

（ ）内は臨時雇用員等の職員です（外数）。

吹田市特定教育・保育施設等運営助成金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、児童の保育内容の充実を図るため、市内における私立の特定教育・保育施設等に対して、毎年度予算の範囲内において特定教育・保育施設等運営助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定教育・保育施設 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第27条第1項の規定による吹田市長の確認を受けた同項に規定する特定教育・保育施設をいう。
- (2) 特定地域型保育事業者 法第29条第1項の規定による吹田市長の確認を受けた同項に規定する特定地域型保育事業者をいう。
- (3) 認定こども園 法第7条第4項に規定する認定こども園をいう。
- (4) 幼稚園 法第7条第4項に規定する幼稚園をいう。
- (5) 保育所 法第7条第4項に規定する保育所をいう。
- (6) 小規模保育 法第7条第7項に規定する小規模保育をいう。

(助成対象者)

第3条 助成の対象となる者は、特定教育・保育施設を設置する者及び特定地域型保育事業者（小規模保育を行う者に限る。）とする。ただし、国、大阪府及び市を除く。

(助成種別等)

第4条 助成種別、助成の対象となる施設及び事業（以下「助成対象施設」という。）、助成の対象となる事業等（以下「助成対象事業」という。）の要件、助成の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）及び助成金の額は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、市長が指定する日までに、次に掲げる事項を記載した特定教育・保育施設等運営助成金交付申請書を市長に提出しなければならない。ただし、小規模補修費助成に係る助成金の交付を受けようとする者は、別に市長が定めるところにより、あらかじめ市長と当該助成金に関する協議を完了させておかなければならない。

- (1) 申請者の名称、所在地及び代表者の氏名（以下「名称等」という。）
- (2) 交付申請額及びその助成種別

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 事業所要額調書
- (3) 歳入歳出予算書

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の申請書等の提出があったときは、その内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めるときは、特定教育・保育施設等運営助成金交付決定通知書により、当該申請をした者に通知するものとする。この場合において、市長は、助成金の交付目的を達成するため必要があると認めるときは、交付の決定について条件を付することができる。

(交付の請求)

第7条 前条の規定による通知を受けた者は、市長が指定する日までに、次に掲げる事項を記載して押印した特定教育・保育施設等運営助成金交付請求書を市長に提出しなければならない。

- (1) 請求者の名称等
- (2) 請求額及びその助成種別

(交付)

第8条 助成金は、次の各号に掲げる助成種別に応じ、当該各号に定めるところにより交付する。

- (1) 発達支援保育対策費助成、保育特別対策費助成、延長保育事業費、保育体制強化費、保育士宿舍借上費、看護師助成及び病児保育事業費（体調不良児対応型）に係る助成金 当該年度の7月、10月及び12月の各月にそれぞれの交付決定額（第6条又は次条の規定による交付決定額をいう。）の3分の1以内ずつを交付し、当該年度の終了後残額を交付する。
- (2) 小規模補修費助成に係る助成金 別に市長が定めるところによる工事完了手続の終了後交付する。
- (3) その他のものに係る助成金 当該年度の終了後一括して交付する。

(変更交付の申請等)

第9条 助成金の交付を受けた者（以下「助成事業者」という。）は、その後の事情変更により申請の内容に変更が生じたときは、次に掲げる事項を記載した特定教育・保育施設等運営助成金変更交付申請書に第5条第2項各号に掲げる書類のうち当該変更に伴いその内容が変更されるものを添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の名称等
- (2) 変更交付申請額及びその助成種別
- (3) 変更の理由

2 市長は、前項の申請書等の提出があったときは、その内容を審査し、助成金の交付決定の内容を変更すべきものと認めるときは、特定教育・保育施設等運営助成金変更交付決定通知書により当該申請をした助成事業者に通知するものとする。この

場合においては、第6条後段の規定を準用する。

- 3 前項の規定による通知を受けた助成事業者の交付の請求については、第7条の規定を準用する。

(実績報告)

第10条 助成事業者は、当該年度の助成対象事業完了後、速やかに特定教育・保育施設等運営助成金事業実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業所要額精算書
- (3) 歳入歳出決算書
- (4) 助成対象経費の支払を証する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

(助成金の額の確定)

第11条 市長は、前条の報告書等の提出があったときは、その内容を審査し、交付すべき助成金の額を確定し、特定教育・保育施設等運営助成金交付額確定通知書により当該報告をした助成事業者に通知するものとする。

(精算)

第12条 市長は、前条の規定により交付すべき助成金の額を確定した場合において、既に交付した助成金の額が当該確定額を超えるときは、期限を定めて、当該超える額を返還させるものとする。

(交付決定の取消し等)

第13条 市長は、助成金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正な手段により助成金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき。
- (2) 助成金の交付決定に付した条件に違反したとき。
- (3) 次条又は第15条後段の規定に違反したとき。
- (4) その他この要領に違反したとき。

- 2 市長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還をさせるものとする。

(帳簿の整備等)

第14条 助成事業者は、助成対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を助成対象事業完了後10年間保管しなければならない。

(報告の徴収等)

第15条 市長は、必要があると認めるときは、助成事業者に対し、助成対象事業の実施状況について報告を求め、又は職員に助成対象事業の実施状況について調査若し

くは質問をさせることができる。この場合において、助成事業者は、正当な理由がない限り、これらを拒んではならない。

(申請書等の様式)

第16条 この要領に規定する申請書等の様式は、こども部長が定める。

(委任)

第17条 この要領に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、こども部長が定める。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

助成種別	助成対象施設	要件	助成対象経費	助成金の額
発達支援 保育対策 費助成	認定こども園及び 保育所	市長が入所させた障害児（第2号支給認定子ども及び第3号支給認定子どもに限る。）に係る保育を実施していること。	障害児の保育を行うに 当たり必要とする経費	助成対象経費の支出額（助成対象経費の総額から助成対象事業に係る利用料、寄附金その他の収入の額を控除した額をいう。以下同じ。）又は下記助成基準単価によって算出した助成基準額のいずれか少ない額 1 月の初日に在籍する障害児に係る月額助成基準単価 (1) 介助保育士を必要とするとき 障害児1人につき239,780円。ただし、2人以上の障害児の保育を行う場合にあっては、2人目以降の障害児については、1人につき259,780円とする。 (2) 介助保育士を必要としないとき 障害児1人につき75,390円 2 月の途中に入所させ、又は障害児の認定をした障害児に係る当該月の助成基準単価 (1) 2日以降5日までに入所させ、又は障害児の認定をしたとき 前項第1号又は第2号に掲げる額の6分の6 (2) 6日以降10日までに入所させ、又は障害児の認定をしたとき 前項第1号又は第2号に掲げる額の6分の5 (3) 11日以降15日までに入所させ、又は障害児の認定をしたとき 前項第1号又は第2号に掲げる額の6分の4 (4) 16日以降20日までに入所させ、又は障害児の認定をしたとき 前項第1号又は第2号に掲げる額の6分の3 (5) 21日以降25日までに入所させ、又は障害児の認定をしたとき 前項第1号又は第2号に掲げる額の6分の2 (6) 26日以降に入所させ、又は障害児の認定をしたとき 前項第1号又は第2号に掲げる額の6分の1

保育特別 対策費助 成	認定こど も園及び 保育所	保育士の配 置基準及び 補助金事業 等の実施に よる加配職 員数を満た した上で予 備保育士を 配置してい る こと。 (この項目 において、 認定こども 園は、「保 育 士」を 「 保 育 教 諭」と読み 替えるもの とする。)	予 備 保 育 士 の 人 件 費	助成対象経費の支出額又は239,780円に保 育士の配置月数を乗じて得た額のいずれ か少ない額
延長保育 事業費	認定こど も園、保 育所及び 小規模保 育	国の延長保 育事業の要 件を満たす 延 長 保 育 (第2号支 給認定子ど も及び第3 号支給認定 子どもに対 するものに 限る。)を 実施してい ること。	延 長 保 育 を 行 う に 当 た り 必 要 と す る 経 費	助成対象経費の支出額又は延長保育事業 に係る国庫補助基本額のいずれか少ない 額

地域活動 事業費助 成	認定こど も園及び 保育所	助成額の欄 に掲げる事 業（第2号 支給認定子 ども及び第 3号支給認 定子どもに 対するもの に限る。） を実施し、 かつ、園庭 開放を実施 しているこ と。	助成額の欄 に掲げる事 業を行うに 当たり必要 とする経費	助成対象経費の支出額と下記助成基準単 価によって算出した助成基準額とを比較 して少ない方の額															
				<table><tr><th rowspan="2">事業名</th><th colspan="2">助成基準単価（円）</th></tr><tr><th>基本額 （年額）</th><th>加算額（年額）</th></tr><tr><td>世代間 交流等 事業</td><td rowspan="3">350,000 （左欄 に掲げ る事業 を2以 上実施 する場 合に限 る。）</td><td>下記加算項目に該 当する項目数に応 じ次に掲げる額</td></tr><tr><td>異年齢 児交流 等事業</td><td>1項目 75,000</td></tr><tr><td>育児講 座・育 児と仕 事の両 立支援 事業</td><td>2項目 150,000 3項目以上（世代 間交流等事業、異 年齢児交流等事業 及び育児講座・育 児と仕事の両立支 援事業のすべてを 実施する場合に限 る。） 400,000</td></tr><tr><td>小学校 低学年 児童の 受入事 業</td><td>500,000</td><td></td></tr></table>	事業名	助成基準単価（円）		基本額 （年額）	加算額（年額）	世代間 交流等 事業	350,000 （左欄 に掲げ る事業 を2以 上実施 する場 合に限 る。）	下記加算項目に該 当する項目数に応 じ次に掲げる額	異年齢 児交流 等事業	1項目 75,000	育児講 座・育 児と仕 事の両 立支援 事業	2項目 150,000 3項目以上（世代 間交流等事業、異 年齢児交流等事業 及び育児講座・育 児と仕事の両立支 援事業のすべてを 実施する場合に限 る。） 400,000	小学校 低学年 児童の 受入事 業	500,000	
				事業名		助成基準単価（円）													
					基本額 （年額）	加算額（年額）													
				世代間 交流等 事業	350,000 （左欄 に掲げ る事業 を2以 上実施 する場 合に限 る。）	下記加算項目に該 当する項目数に応 じ次に掲げる額													
異年齢 児交流 等事業	1項目 75,000																		
育児講 座・育 児と仕 事の両 立支援 事業	2項目 150,000 3項目以上（世代 間交流等事業、異 年齢児交流等事業 及び育児講座・育 児と仕事の両立支 援事業のすべてを 実施する場合に限 る。） 400,000																		
小学校 低学年 児童の 受入事 業	500,000																		
加算項目																			
(1) 家庭支援推進保育所又は地域子育て支援センターと連携して実施するもの																			
(2) 他の児童福祉施設等と共同で実施するもの																			
(3) ファミリーサポートセンターその他の子育て支援施設と連携して実施するもの																			
(4) 他の市町村において実施されていない先進的なもの																			
(5) 育児講座・育児と仕事の両立支援事業にあっては、育児講座、親子教室、プレイルーム開放又は子育て支援サークル支援事業のいずれかを当該年度に20回以上実施するもの																			
行事費助 成	幼稚園、 認定こど も園及び 保育所	児童のため の観劇の行 事を実施し ていること。	観劇の行事 を行うに当 たり必要と する経費	助成対象経費の支出額又は年額15,000円のいずれか少ない額															

園外保育 費助成	幼稚園、 認定こども園及び 保育所	園外保育を 実施していること。	園外保育を 行うに当たり必要とするバス借上料その他交通費	助成対象経費の支出額又は年額77,700円 (利用定員150人以上の園にあっては 155,400円)のいずれか少ない額
小規模補 修費助成	認定こども園(社会福祉法人又は 学校法人が設置するものに 限る。)及び保育所	保育用施設等(第2号支給認定子ども及び第3号支給認定子どもに 対す保育を行うものに 限る。)の補修工事 (国又は府の助成が受けられるものを除く。)を 施工していること。	保育環境の改善を図るために必要な次の各号に 掲げる工事の施工に要する経費(当該経費の総額が 500,000円以上5,000,000円未満の場合に限る。) (1) 保育用施設の補修工事 (2) 保育用施設の附帯設備の補修工事 (3) その他市長が特に必要と認める工事	助成対象経費の2分の1に相当する額
保育体制 強化費	認定こども園及び 保育所	国の保育体制強化事業の要件を満たす保育支援者を配置していること。	保育支援者の人件費	助成対象経費の支出額又は90,000円に保育支援者の配置月数を乗じて得た額のいずれか少ない額
保育士宿 舎借上費	認定こども園及び 保育所	国の保育士宿舎借上支援事業の要件を満たす宿舎を借り上げていること。	賃借料その他の保育士用の宿舎を借り上げるに 当たり必要とする経費	月及び借り上げた住居ごとに次に掲げる額の いずれか少ない額の4分の3を乗じて得た額(1円未 満の端数が生じる場合、これを切り捨てるものとする) (1)助成対象経費の支出額 (2)保育士宿舎借り上げ支援事業に係る国庫補助基準額

看護師助成	認定こども園及び保育所	第2号支給認定子ども及び第3号支給認定子どもに対する保育のための看護師、准看護師又は保健師を配置していること。	年 額 4,634,000 円 を超えて支出する看護師、准看護師又は保健師の人件費	助成対象経費の支出額又は年額792,000円のいずれか少ない額
病児保育事業費（体調不良児対応型）	認定こども園、保育所及び小規模保育	国の病児保育事業（体調不良児対応型）の要件を満たす事業を実施し、かつ、看護師助成を受けていないこと。	病児保育事業（体調不良児対応型）を行うに当たり必要とする経費	助成対象経費の支出額又は病児保育事業（体調不良児対応型）に係る国庫補助基本額のいずれか少ない額

備考 この表において、「第2号支給認定子ども」とは法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもをいい、「第3号支給認定子ども」とは法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもをいう。